

直轄の社会資本整備及び地方支分局の見直しに関する 意見書

当地域は、濃尾平野のほぼ中央部に位置し、木曽川が作った肥沃な土地、温暖な気候に恵まれ、古くから穀倉地域として、また交通の要衝として発展してきた。

江戸時代初頭の木津用水の開削は、地域農業の飛躍的な発展とともに、まちの形成や商工業の発展の契機となり、以来、当地域は、木曽川の安定化と新田開発が進められるなかで、尾張の国を支えつつ、国力の増進、東西文化の交流に大きく貢献してきている。

これまでの木津用水の歴史が物語るように、古くから、治水や農業水利の整備、産業発展のための交通網の整備などに、地域の民意、活力とともに、国家レベルの積極的な対応が続けられていることが、現在も地域を支える大きな基盤となっている。

一方、当地域は、風水害の歴史を数多く有し、また、地震防災対策の指定地域として、引き続き、地域住民の安心・安全な暮らしのための対策強化は、急務である。

よって、今後の地方分権改革の検討においては、国としての本来的責務や地域の実情等を十分勘案して検討されるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 国土の保全、食料の安定供給の確保に係る直轄の河川整備、道路整備、土地改良施設の整備など、広域的かつ大規模な社会資本整備については、国民の安全・安心の視点から国が責任を持って対応すること。
- 2 地方支分局の廃止に当たっては、事務と要員の双方を委譲するとしているが社会資本の整備に関しては、地域の状況や整備の段階等により事務と要員が大きく増減する等の問題があることから、機動的な対応が可能な国、県、市町村等の有機的な連携によって対応する現制度を基本とすること。
- 3 財源と権限が委譲されることを前提に議論されているが、具体的な処置についての議論がないまま検討が進められることは、三位一体改革と同様、地方間の格差が拡大されるおそれがあるため、格差

が拡大しないように留意すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

愛知県北名古屋市議会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	麻生太郎	様
総務大臣	鳩山邦夫	様
財務大臣	中川昭一	様
農林水産大臣	石破茂	様
国土交通大臣	金子一義	様
内閣官房長官	河村建夫	様
経済財政政策担当大臣	与謝野馨	様
内閣府地方分権改革 推進委員会委員長	丹羽宇一郎	様